

所管事項調査

ページ

- 1 中央地域センターにおけるキャッシュレス決済の導入について・・・ 1
- 2 訴訟の現況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～5

中央総合事務所
東総合事務所

令和3年2月



1 中央地域センターにおけるキャッシュレス決済の導入について

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人と人との接触機会を最小限にする観点から、戸籍及び住民基本台帳に係る事務のうち、証明書等交付手数料徴収にキャッシュレス決済を導入する。また、キャッシュレス化は国を挙げて推進している施策であり、その利用が年々増えていることから、支払方法を拡充することで中央地域センターの窓口利用者の利便性の向上を図る。

(2) 事業内容

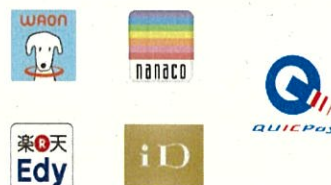
ア 導入するキャッシュレス決済手段(予定)

(ア) クレジットカード     

(イ) 電子マネー

○ 交通系電子マネー

○ 流通系電子マネー



(ウ) QRコード



イ 取扱う手数料

中央地域センターで交付する証明書等の手数料(個人番号カードの再交付手数料などを除く)を取扱う。

【主なもの】

- ・戸籍の謄本(抄本) ・住民票の写し ・戸籍附票の写し
- ・市、県民税(所得・課税)証明書 ・印鑑登録証、印鑑登録証明書

などにかかる手数料

ウ 開始時期 令和3年6月(予定)

